

石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則並びに訓令の制定

昭和42年7月17日発務第545号
警察本部長より各部、課、隊、校、署長あて

このたび、別添1のとおり「石川県警察職員の救慰金の支給に関する規則（昭和42年石川県公安委員会規則第2号）」が制定され、これに伴い別添2のとおり「石川県警察職員の救慰金の支給に関する訓令（昭和42年石川県警察本部訓令第4号）」を定め、それぞれ7月1日から施行されたので、全職員に周知徹底のうえ士気の昂揚に努められたい。

なお、救慰金の申請に当たっては、下記事項に留意のうえ遺憾のないよう取扱われたい。

記

1 救慰金制度の趣旨（規則第1条）

警察職員が公務執行に当たって危険をおかして職務を行い、または職務の特殊性の故に危害を加えられそのため死亡し、負傷し、疾病にかかりたは障害となった場合に、その職員の労をねぎらい遺族をなくさめるため見舞金を支給することによって警察職員の士気の昂揚を図ることにある。

2 適用の範囲（規則第1条）

(1) この制度の適用範囲は、警察職員が直接犯罪の捜査等次に掲げる職務に従事中災害を受けた場合または警察職員であることの職務の特殊性により危害を加えられた場合である。

ア 犯罪の捜査または被疑者の逮捕

イ 犯罪の予防または鎮圧

ウ 交通の取締り

エ 人命の救助または身体及び財産の保護

オ 震、水、火災その他の災害または変事における警戒、防護、救護

カ その他必要と認める事案

(2) 「警察職員」とは、警察官及び一般職員をいうが、一般職員については、現場鑑識業務に従事する職員、少年警察補導員および特に命じられてこれらの職務に従事する職員等直接警察責務の執行に従事する職員とする。

(3) 「災害を被ることを予測できるにかかわらずこれをかえりみることなく職務を行い」とは、災害を被ることを「あらかじめおしはかる」ことができるにもかかわらず、あえてかなりの危険をおかして職務を遂行した場合である。

(4) 「危害を加えられ」には、警察職員であることの職務の特殊性の故に受けた危害であれば、「予測できるにかかわらずこれをかえりみることなく」を前提要件としないものである。

3 功労の程度の評価（規則第3条、第5条）

救慰金の支給は、功労を前提とするものではないが死亡救慰金および障害救慰金に限り功労の程度に応じた支給区分を定めている。この場合の功労の程度の評価に当たっては、おおむね事案の性質、罪質及び抵抗度を前提条件とし、精神的、肉体的労苦及びその効果を本質的要件とするほか勤務成績及び健康度等を附帯要件として勘案するものである。

4 傷病救慰金支給要件（規則第4条）

傷病救慰金は規則別表第2に掲げる区分によるが、この療養期間は同別表の備考により、通常の業務に支障がある場合を療養期間の算定の基礎としているものである。

従って、必ずしも初診のときの診断書記載の療養期間にとらわれることなく、その療養の実態に応じて延長または短縮し考慮されるものである。

5 扶養親族による増額とその限度（規則第6条）

死亡救慰金および障害救慰金を支給する場合に、扶養親族が二人以上あるとき、「1人をこえる5人まで」とは、1人を除きこれをこえる5人まで1人につき死亡救慰金の場合は10万円、障害救慰金の場合は5万円それぞれ増額されるが、総額においては200万円を限度とするものである。

6 他の制度との関係

この制度は、他の法令等によるほう賞または補償の適用があった場合においても、この適用を除外もしくは制限するものではない。

7 救慰金の支給申請（訓令第2条）

「救慰金を支給するに相当する事由が生じたと認めるとき」とは、当該事案の発生または認知した場合可及的すみやかに申請するものとし、その時期を誤らないよう配意すること。なお傷病救慰金の支給申請については、療養日数の延長を要する等変更の生じたつど追報すること。

8 申請書添付書類（訓令第3条）

第3条第1号ア「職員の死亡を証明することのできる書類」とは、死亡診断書もしくは検案書または市町村長の発行する死亡に関する証明書をいい、同条第1号イおよび同第2号イの「その他本部長が必要と認める書類」とは、警察職員の現認報告書、またはその他の者の申述書もしくはその者の供述を録取した供述調書等および現場の状況を証明する実況見分調書等の書面、写真等をいうものである。

9 その他申請上の留意事項

救慰金の支給申請に当たっては、当該事案が支給要件に適合するかどうかを十分検討し、所定様式の記載事項については、具体的かつ詳細に記述するとともに、これに必要な疎明資料の添付についても慎重な配意をすること。